

第295回2月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 協議事項
6. 報告事項
7. その他
8. 閉会宣言

開会日時

令和8年2月3日（火）午後2時00分

会場

安来中央交流センター 2階 第5会議室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	青 砥 洋
委員	原 智
委員	寺 田 禎 子
委員	遠 藤 惠 子

出席者の氏名

教育部長	遠 藤 浩 司	全議題
教育総務課長	岩 崎 幸 志	全議題
学校教育課長	三 代 和 宏	全議題
給食教育課長	内 藤 有 里 子	全議題
文化課長	金 山 尚 志	全議題
地域振興課長	細 田 浩	議第28号
教育総務課主査	加 藤 理 子	全議題
学校教育課主査	小 西 修 二	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

1. 開会宣言 午後2時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ
(教育長)

1月19日の総合教育会議では大綱につきまして様々なご意見いただきました。ありがとうございます。それぞれ委員さんのお考えをいただきました。なかなかその場だけで決定とはいえないわけにはならないですけれども、ふるさと安来への愛着ということと、短いフレーズや副題を使うことで、覚えやすいわかりやすいものにするというところで、また再度検討し直すという形になっております。また今後、総合教育会議で決定を見ていくというような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3. 会議録の承認 第294回1月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第28号 市議会2月緊急会議提出議案(令和7年度2月補正予算関係)
(教育部長) 資料1により説明

今回の補正は、計6項目の補正予算がありますが、すべて1月6日に発生しました地震被害を復旧するための補正予算であります。私からは、教育総務課3,000万円、文化課200万円、給食教育課150万円について説明をさせていただきます。

このたびの臨時会議に計上する災害復旧予算事業費として、総額2億3,600万円を計上しております。学校施設災害復旧事業ですが、被害が大きい箇所の画像を掲載しております。上段にあります広瀬中学校は、主に外壁のクラックのはがれ、また、体育館の内張が剥がれ落ちるなどの被害があり、その復旧を行います。井尻小学校につきましては、屋内運動の側壁に取り付けられておりますバスケットゴールの支柱の根元に亀裂が入り、危険な状況となっております。4基ある内の被災した2基を撤去し、復旧いたしますが、授業等への影響はないと判断しております。赤江小学校につきましては、他の施設と比べ、比較的多くのクラックが確認されましたが、始業式前日の1月7日に4時間をかけ調査し、施設の安全性

を確認しました。今回は、そのクラックの修繕を行います。荒島小学校につきましては、水道の本管から学校への引き込み管が破損し、漏水となったものです。現在は、仮設の引き込み管により、支障はありませんが、植栽の下を通過している引き込み管の本復旧を行うものです。今回の地震被害の特徴ですが、長い時間の大きな横揺れであったため、建物の外壁や建物同士のつなぎ目部分の損壊が目立っております。次に、文化課所管施設です。史跡富田城跡の石垣の崩れですが、1月18日には、国会議員、知事にも現地を確認いただいた被災箇所となります。国の史跡に指定された文化財であり、その復旧には文化庁の許可も必要となりますので、適切かつ速やかに行う予定であります。最後に保健体育施設災害復旧、給食センターです。幸い大きな被害はありませんでしたが、建物へのクラック、また、建物とその周辺の敷地、アスファルト部分との段差が広がったように見受けられます。クラックの修繕にあわせて、段差の解消も検討していく予定です。

最後に第2表、繰越明許費補正とありますが、先ほど説明しました、学校施設災害復旧事業、社会教育施設災害復旧事業、保健体育施設災害復旧事業が記載されております。この表は、1月の定例教育委員会において、債務負担の説明をさせていただきました際に、地方公共団体の会計は、地方自治法に会計年度独立の原則が定められており、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とされており、複数年にわたる予算執行は、原則として認められていないが、その例外として、債務負担行為や繰越明許費があると説明をさせていただきました。今回の繰越明許費補正ですが、2月に成立した予算を3月末までに完了させることが困難である場合、またはその可能性がある場合に設定し、次年度での予算執行を可能とする予算措置であります。

最後になりますが、地震直後は、施設の使用停止などの安全確保を最優先にしながら、仮復旧を行っておりましたが、この予算により、本格的な復旧に取り組むこととなります。なお、先月の定例教育委員会においても報告させていただきましたが、対応可能な業者の確保、資材の調達、工期の調整もあり、各所へは理解と協力をお願いしております。

(地域振興課長)

地域振興課所管の社会教育施設の復旧については、社会教育施設災害復旧事業といたしまして、1,600万円を計上しております。そのうち地域振興課分は1,400万円であります。こちらの財源は災害復旧事業債によるものです。内容は、東比田交流センターの壁クラック、それから、玄関、廊下ガラスの破損、水道管等の修繕がございました。広瀬交流セン

ターでは2階ホール天井からの落下物が多数ございまして、ホール全体の調査が必要ということでその調査費を計上しております。保健体育施設では、3,650万円を計上しております。こちらの財源も災害復旧事業債によるものです。その内、地域振興課分として、503万円は修繕費でございます。内容は、市民プールの照明の故障、広瀬中央公園の野球場ガラス破損、広瀬勤労者体育センターの天井修繕等でございます。また、3,000万円については、工事費でございます。内容は、広瀬中央公園体育館の天井の破損、庭球場及び野球場の照明の故障、伯太体育館の天井及びサッシの破損等でございます。また、他公共施設として、広瀬のバスターミナルの建物外壁の修繕を計上しております。いずれも、繰越明許費に計上いたします。

(委員)

教育総務課の予算の概要欄にある広瀬小の校舎修繕とは、具体的にどのようなものですか。

(教育総務課長)

この記載された広瀬小については教室の蛍光灯の落下の修繕です。

(委員)

広瀬地区辺りが震源で被害が大きかったようですが、広瀬にあります歴史資料館や加納美術館などはどうでしたか。

(文化課長)

歴史資料館につきましては、今回の予算でも計上しておりますけれども、2箇所で漏水が発生しましたので20万円を計上しております。加納美術館も奥の2階の展示室の天井が下がったり、クロスにひび割れが入ったりが確認をされております。現在、見積もり等を聴取しているところでございます。

(委員)

まだこちらには出てきていないということですね。これから増えていく可能性もありますね。

(文化課長)

はい。そうです。

(承認)

2) 議第29号 市議会3月定例会議提出議案(令和8年度当初予算関係)
(教育総務課長) 資料2により説明

議第29号市議会3月定例会議提出議案（令和8年度当初予算関係）資料は、市議会へ上程される令和8年度当初予算（案）の資料の一部です。後日となりますが、本市のすべての事業が掲載された「当初予算 事業別概要書」を配布させていただきます。また、市のホームページにもアップされますので、そちらでも確認できます。

教育総務課が所管する事業の内、主な事業についての説明になりますが、教育関係は主に「10款 教育費」と記載されています。放課後児童クラブ健全育成事業は、こども家庭庁の所管であり、教育費は文部科学省の所管であります。この事業の事業予算は1億9,048万8千円です。これに、職員の人件費コスト1.1人役を加算し、総事業費1億9,850万5,900円となります。事業内容は、市内17クラブ、18支援単位による事業の運営に関する予算です。なお、財源の内訳として、国と県からの補助金が1億900万円あり、その他として、7,549万1千円とあります。このその他は、保護者の方が納められる利用料2,549万1千円と基金からの繰り入れによる5,000万円です。以上が、放課後児童健全育成事業費の説明となります。続きまして、小中学校適正配置事業費です。当初予算額192万3千円です。内訳としては、学校再編準備会に出席される方の謝礼や旅費などと閉校記念事業のための費用を計上しています。次に小学校管理費です。当初予算額2億954万9千円です。校務技師の人件費、学校の光熱水費、保守点検、備品購入などの小学校運営のために維持管理費となります。続きまして、小学校整備費です。当初予算額2億147万2千円となります。内訳として小学校整備事業として7,236万8千円でトイレの洋式化、空調設備の改修工事を、年次計画に基づき行います。また、消防・防火設備改修工事なども行っていきます。下段に書いてある小学校適正配置整備事業は1億2,910万4千円で小学校再編に伴う広瀬小学校の改修工事に係るものです。続きまして小学校と同様に市内中学校の管理費です。中学校管理費は、7,830万8千円です。中学校整備費は、1億7,898万4千円です。内訳として、中学校整備事業4,644万円で広瀬中学校では校舎の屋根の大規模改修を行います。令和7年度にランチルームとして使用されている多目的棟を施工しましたが、引き続き年次計画的に施工していきます。その他、空調設備の更新及び校舎の防水対策工事等、状況に応じた施工をする予定です。中学校適正配置整備事業1億3,254万4千円は、第二中学校、伯太中学校について再編場所が現第二中学校とその隣接地と決まったことから、設計業務など建設準備を行います。

なお、本日の資料は、市の教育予算である10款教育費について、すべ

ての事業が掲載されておりますが、教育委員会以外の課につきましては、ご要望がありましたら、次回以降の教育委員会にて説明の機会を設けさせていただきますので、ご了承ください。

(学校教育課長)

学校教育課の予算については、事業数が多いため、次年度の主だった事業及び変更点を中心にご説明をいたします。まず、特別支援教育・就学移行支援事業についてです。全国的に特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、安来市も同様の傾向にあります。令和8年度は、特別支援学級の児童生徒数、学級数に大きな変更はありませんが、通常学級に在籍する児童生徒についても、学習上特別な支援が必要と判断される児童生徒が約1割あり、特別支援教育支援員の計22名体制を継続します。また、困り感のある児童生徒への必要な支援として発達検査や教育相談など対応できる心理士を雇用し、必要なときに必要な支援が受けられるよう体制づくりを進めます。次に学力向上事業についてです。学力向上に向けては「安来市学力育成推進計画」に基づき、安来市の学力向上の取組の重点を「授業改善」におき、「支持的風土の醸成」、「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善」「家庭学習の充実」「本物体験の充実」と4つの点を中心に取り組んでいるところです。その中で本物体験の充実ということで、市内の4年生を対象として島根大学教育学部の教員を講師として、理科の学習を特設で実施します。学校の授業で完結することなく、専門家の力を活用し、驚きと発見に裏付けられた理系教育を展開していきます。次に学習支援員・スクールサポートスタッフ等配置事業についてご説明いたします。小中学校ともに外国から転入児童生徒がおり、学習指導員による支援を行っています。外国からの児童生徒の学校生活の適応や教科学習の支援、また学校の負担軽減のためにも学習支援員の配置は今後より必要になると考えています。このため本市の単独事業として予算を確保し、学習支援員の配置を行います。続きまして学校図書館活性化事業です。学校図書館の充実につきましては、令和7年度に株式会社プロテリアルのご寄付により、安来市学校電子図書館「プロテリアルe文庫」を開設し、市内小中学校の全ての児童生徒が電子図書館を閲覧できる環境を整えました。令和8年度は、電子図書館の蔵書を拡充し、運用に対する理解を深めるとともに、紙の図書館のよさも活かしながら、子どもたちの読書活動の推進に努めてまいります。ICT教育推進事業ですが、児童生徒が使用しているクロムブックについては、令和6年度から順次更新を行い、令和7年度小学生が利用する端末については島根県内での共同調達を行いました。また、令和7年度より大規模災害が起きた際の児童生徒の

学びや教職員の業務の改善の視点に立ち、授業や校務でのクラウド活用を進めているところです。令和8年度は、現在使用している校務支援システムの契約終了になりますので、安来市の進めるクラウド型校務支援システムの令和9年度の導入に向けて、校務支援システムの更新に係るシステム構築やデータ移行などを進めていく計画です。

(文化課長)

文化課が所管する図書館、アルテピア、和鋼博物館、歴史資料館、史跡公園、加納美術館の管理・運営、文化財の保護活用などの事業のうち、主な事業についてご説明いたします。図書館改修事業は、やすぎ図書館、はくた図書室、ひろせ図書室の3館の運営管理を行うもので、当初予算額は9,689万4千円です。令和8年度は、やすぎ図書館の吹き抜け天井の水銀灯が製造終了のためLED照明に改修するとともに、空調機器が経年劣化で故障したため、改修に向けた設計を行う予定です。総合文化ホール整備事業費は、アルテピア修繕など環境整備を行う小事業です。当初予算額は8,894万6千円です。このうち、舞台機構操作卓PCや非常照明用蓄電池については、更新時期を迎えていることから、更新するものです。また、小ホールの舞台照明LED化は、既存の照明器具の生産終了が見込まれることや、電気代の高騰に伴う経費の削減対策として、令和5年度から4期に分けて計画的に行うもので、令和8年度が最終年度となります。和鋼博物館費は、和鋼博物館の運営、施設管理を行う小事業で、当初予算額は1億457万5千円です。このうち、和鋼博物館改修事業は、展示改修の実設計を行うとともに、エントランスホール及び展示室4室の空調設備改修を行うものです。これに伴い、4月から3年あまり休館とします。なお、古代たたら復元操業や公開講座などの事業は引き続き行ってまいります。文化財総務費は指定文化財等の保護に関わる小事業で、当初予算額は1,006万5千円です。このうち、安来市文化財保存事業は、市指定文化財である金藤家住宅の屋根や外壁などの部分修理を支援するものです。発掘調査事業費は、市内の発掘に関わる小事業で、当初予算額は674万3千円です。このうち、市内遺跡発掘調査等事業は、市指定文化財候補となっている飯梨町に所在する飯梨穴神古墳の学術調査を国庫補助事業として行うもので、令和7年度発掘した内容を、令和8年度に報告書としてまとめるものです。また、独松山霊苑急傾斜対策工事に伴う箸削遺跡発掘調査事業は、令和7年度の試掘調査で古墳時代の墳墓や平安時代の建物跡などが確認されており、令和8年度に本調査を行うものです。

(給食教育課長)

給食センター管理事業について説明いたします。この事業は、給食センターの管理運営を行い、市内の全小中学校21校に対し給食を約2,900食提供するもので、当初予算額は、5億1,775万2千円を計上しております。学校給食に必要な経費は、学校給食法において、給食の運営費は自治体が負担し、食材費は保護者が負担するとなっております。令和8年度の食材費は、2億1,324万1千円を計上しておりますが、食材費が高騰していることから、給食費を超える食材高騰分を公費で支援し保護者負担の軽減に取り組んでまいります。こうした全国的な状況を踏まえ、国より示されました学校給食の抜本的な負担軽減に向けた制度について概要を説明いたします。学校給食におきましては、小学校給食費の抜本的な負担を軽減する制度として、令和8年度より学校給食費負担軽減交付金が創設されました。この交付金は、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体に対する予算補助として、公立小学校の児童を対象として実施されます。支援の基準額は、児童一人当たり月額5,200円と設定され、この基準額に在籍児童数と夏休みを除いた月数の11ヶ月を掛けたものが自治体へ交付されます。交付金は、全国一律の算定基準で定められており、完全な無償化を前提するものではなく、国が費用の一部を補助して、所得にかかわらず保護者負担を大幅に軽減する制度になります。実際の給食水準により、交付金だけでは賅いきれない基準額を超える部分については、引き続き保護者から徴収するか、自治体の工夫で更なる負担軽減をするかは、自治体の判断とする仕組みとなっております。本市における小学校給食費は、令和8年度の小学校給食費の保護者負担分9,159万円に対しまして、国の示す交付金が8,866万円となり、293万円が不足することになります。食材が高騰する中、国の示す交付基準では、給食の質を維持することができない現状ですが、保護者負担とする給食費は、令和7年度に改定し令和9年度にかけて激変緩和の措置をしている途中であることから、令和8年度については更なる給食費の改定は行わない方針としております。基準を超える分の方針としては、令和8年度においては、交付金を活用した上で、それを上回る経費については、市が支援することにより、小学校給食費の無償化の実施をする予算案を3月議会に提案をいたします。賅い材料費に充当する財源は、国県支出金1億1,566万円と、給食費9,179万6千円、一般財源578万5千円になります。県支出金8,866万円は、先ほど説明しました学校給食費負担軽減交付金であり、小学校給食費に充当するもので、国から地方へ財政措置をするものです。国支出金2,700万円は、給食費を超える食材高騰分に対応するもので、令和7年度の物価高騰対応重点

支援地方創生臨時交付金 2, 700 万円を令和 8 年度に繰り越し充当するものです。

(委員)

小学校給食費財源内訳として、国から地方へ財源処置として交付金が出るようですが、中学校も同じように出るのでしょうか。

(給食教育課長)

中学校につきましては今後の検討というところまでしかまだ示されておりませんので、令和 8 年度につきましては小学校の給食費のみで、中学校の場合は今後の動向を見ながら検討していくようになり、今まで通り保護者から徴収になります。

(委員)

義務教育だから一緒というわけにはならないということですね。それから、アルテピアの総合文化ホール整備事業の事業費内訳で、消耗品費で「業務用コーヒーマーカー等 24 万 8, 000 円」とありますが、これは为什么呢。

(文化課長)

これはもともと安来市の方で作って設置していた、アルテピア内にあるカフェにて使用していたものが壊れたので、新しく購入するものです。

(承認)

3) 議第 30 号 市議会 3 月定例会議提出議案 (条例関係)

(教育総務課主幹) 資料 3 により説明

制定する条例は「安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」です。教育委員会に係るものは放課後児童健全育成事業の部分、市長部局から補助執行を行っております、放課後児童クラブに関する部分です。現在あります「安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は放課後児童クラブを運営する上での基準を定めている条例になりますが、この条例が引用している上位法であります児童福祉法が改正されたことによる改正になります。ちなみに、この度の児童福祉法の改正は、従来児童養護施設や高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報を義務づけていましたが、この度、これを保育所等についても義務づけるものです。

市の条例において、「第12条 虐待等の禁止」として児童クラブの職員は児童福祉法の「第33条の10 各号」に掲げる行為をしてはならないと、法律を引用しております。児童福祉法の改正部分について、市の条例が引用している部分、「第33条の10 各号」として虐待の内容を1号から4号まで規定しております。これが児童福祉法の改正により、第2項、第3項において文言の説明が追記されました。そのため、これまではそもそも第1項しかなかったため「法第33条の10 各号」という条文でしたが、第2項、第3項が追記されたことにより、市の条例の該当部分を「法第33条の10 第1項 各号」に改正するものです。

「4 施行期日」として施行は公布の日となります。

(承認)

- 4) 議第31号 教職員の人事について (非公開)
(学校教育課長) 別冊資料により説明

(承認)

5. 協議事項

- 1) 協第3号 第二中学校、伯太中学校再編整備基本構想 (案) について
(教育総務課長) 追加資料6により説明

1月定例会議で協議をしていただきました「第二中学校、伯太中学校再編整備基本構想 (案)」について、ご意見ご指摘をいただき修正をさせていただきました箇所について説明いたします。まず、「子ども」の表記について、今回の整備基本構想の中には、子どもの表記が20カ所ありましたが、漢字二文字「子供」での表記は1カ所だけで、後は「ども」を平仮名にしています。基本的には、「ども」を平仮名表記としたいと考えますが、漢字二文字の1カ所は、国の計画からの抜粋したものでしたので、このままとしたいと考えます。次に、「一人一人」の表記で漢字平仮名が混在していることについて、今回の整備基本構想の中には、8カ所で「一人一人」を記載しています。基本的に、漢字表記にしたいと思いますが、その殆どが国や県の計画からの抜粋であり、抜粋の箇所についてはそのままにしたいと考えています。ただ、後ほど触れますが、1カ所だけ平仮名・漢字となっている場所については、漢字・漢字に直したいと考えてい

ます。「常体」と「敬体」が混在しているものについても、整理したいと考えています。あと、「ふまえ」が一部、平仮名だった場所について、漢字に統一しました。

資料には、主な修正箇所を載せています。2ページ以降本編で着色をしながら表記をしております。まず4ページの修正前が「いじめや不登校、貧困など課題はより複雑で困難になってきています。」というものを「いじめや不登校、貧困などの課題は複雑であり、その解決はより困難になっています。」と修正しました。次の「資質・能力を育み、子どもたちに「生きる力」をつけなければなりません。」については「資質・能力を育み、子どもたちに「生きる力」をつけさせなければなりません。」と修正しました。5ページは元々省略していた、国の教育振興基本計画には記載されている部分は改めて挿入しました。その下、「切り拓き」とし、国の教育振興基本計画に合わせました。9ページ中ほど、安来市の中学校の歴史の中の「ました」、次ページも「ました」にし、「踏まえ」を漢字に修正します。11ページの枠の中「総合的な学習」については、中学校の「学習指導要領」では、「総合的な学習」は27カ所で使われており、名詞で使われた場合は必ず「総合的な学習の時間」がセットとなっていました。ただ、今回、引用した「施設整備指針」では「総合的な学習」が5カ所記載があり、そのうち「総合的な学習の時間」でのセットの表記は2カ所のみで、あとは「総合的な学習」が単独で用いられていました。また、見出しとして「総合的な学習の推進のための施設」と表記されていました。検討した結果、今回の整備基本計画では、そもそも、枠内にかっこ書きの説明は不要では無いかと言うことで、資料に記載のとおり削除することにしました。同じ枠内の「多様な学習集団」について施設整備指針では「学習集団」の表記が4カ所あり、内3カ所が「多様な学習集団」という「くくり」でした。ただ、明確な説明は無く、「学習」するための「集団」という意味だと考えられます。主には、「学級」や「学年」を意味していますが、それに限らず、学習の目的や方法により「クラスに捕らわれない」、「グループ」や「ゼミ方式」などを指していると思われます。本構想では、学年やクラスに捕らわれない多様は形態での学習方法を想定した施設についての記載だと考えています。14ページの「踏まえ」「一人一人」は漢字に修正し、「らえる」は削除しました。17ページの句点は削除しました。最後に、学校の安全性、生徒が安心して使える施設については、12ページの「(2) ゆとりと潤いを感じられる生活環境づくり」で安全性について触れており、建物の安全性についても包含されているものとし、整備に当たっては当然考慮するものと整理しました。以上、整備基本構想の修正

についての説明といたします。

(委員)

15 ページ、「ADHD」の文言についての補足説明はないのですか。

(教育総務課長)

言葉での説明はそれぞれさせていただこうと思ってます。これの他にもいろいろ難しい文字があるので、わかるように説明をするか、補足を加えるかにしたいと思います。

(委員)

「ADHD」はだいぶん認識をされている言葉であると思います。補足をするとしたら何処まで補足をするのでしょうか。

(委員)

かえってこの「ADHD」を削除し、自閉症やその他の障がいのある生徒として表記をした方が捉えやすいのではないのでしょうか。

(教育総務課長)

実は基本的に指針でこうなっているものは変えずに表記をしているので、指針の表記はそのままにしたのですが、他にも補足する文言がありますので、なるべく誰にもわかるような表記にしたいと思います。

(委員)

「総合的な学習」ですが、「総合的な学習の時間」というのは、教科名なんです。いわゆる国語、数学などと同じです。いろいろなことを学習するのを「総合的な学習」という表記にしているのかもしれないです。

2) 協第4号 第二期安来市教職員の働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）について

(学校教育課長) 資料4により説明

安来市教育委員会では、令和3年に教職員の在校等時間の上限に関する方針として「安来市教職員の働き方改革プラン」を定め、取り組んできました。このたび、国より「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の定めにより、教育職員のサービスを監督する教育委員会において業務量管理・健康確保措置実施計画を定める必要があるとされ、これを受けて、これまでの安来市教職員の働き方改革プランを改めたものでございます。

このプランでは、まず教職員の働き方改革を進める目的についてふれ、次に策定についての考え方を記しました。そして、これまで取り組んできた安来市の働き方改革の成果と課題についてふれました。年度が進むに

つれて、時間外在校等時間の減少がみられるなど一定の成果がでてはおりますが、月80時間を越える教職員がいることや国が定める月平均30時間以内になっていないなど改善すべき課題もありました。そこで、新たに数値目標を掲げ、取り組んでいくこととしました。

まず、時間外在校等時間ですが、すべての教職員が時間外在校等時間が年間360時間以内、月としましては上限45時間以内に務めるということにいたしました。これは、教職員の1年間の働き方を見ましても年度初め、学校行事があるときに、どうしても増えてしまうということで、年間を通して360時間、多くても月45時間ぐらいということで定めております。続いて年次有給休暇取得日数ですが、すべての教職員が年5日以上取得、そして小学校中学校合わせて平均17日以上取得を目指すということにしております。働き方に関する意識ですが、働きやすい職場であると回答した教職員の割合が90%以上、教職にやりがいを感じると回答した教職員の割合が90%以上ということで、これは学校で教職員に対して実施しておりますストレスチェックのアンケートの結果から、この数字を把握していきたいと考えております。この数値目標を達成するための手立てとしまして「安来市教育委員会の取組」、「各学校の取組」「教職員一人一人の取組」をそれぞれが取り組んでいくこととしております。教育委員会の取組としては、引き続き講ずる取組、例えば校務DXの推進や全校へのスクールサポートスタッフの配置、勤務時間外の電話の自動音声対応などは引き続き行います。新たな取組としては、校務DXのさらなる推進、部活動の地域展開、ストレスチェックの100%実施など進めていきます。各学校は、教育課程について、授業時間数や学校行事や生活時程などを見直し、勤務時間の管理として長時間勤務者との面接や学校閉庁日や定時退庁日の設定などを個人で行います。また、教職員一人一人は、健康管理やタイムマネジメント等を行います。これまで説明しました働き方改革の計画や実施後の状況については、学校運営協議会や教育総合会議に報告することとなっております。安来市の働き方改革は、教育委員会による取組と学校、そして教職員一人一人による取組の両輪で進めていこうと考えております。

(委員)

働き方改革が進んできたという感じは受けとれますが、フォローアップについて、定例の教育委員会にて報告するとの事ですが、毎月するのか、半年に1回なのか、それを決めていただきたいです。スクールサポートスタッフの全校配置や先生の相談窓口等が設置されたということを報告を受けていますが、それ以降のことが一切報告していただいていないま

まで、スクールサポートスタッフも十分に活用されているのかどうか、全くわからないので、もっときめ細やかな報告を望みます。

(学校教育課長)

スクールサポートスタッフは兼務校はありますが今年度から全校配置ということで、学校の方からの回答としては、やはり配置があるということで、教員の時間外勤務の減少に役立っているということです。教員がすべて印刷したり、丸付けをしていたりというところを担っていただいているので効果があり、効率が上がっていると聞いております。定例教育委員会の報告につきましては、年1回教職員からアンケートをとり、年に1回報告と考えておりましたけども、それですと効果についてわかりにくいということでございますので、学期に1回か、1年を前期後期に分けさせていただいての報告という形を検討してまいります。

(委員)

スクールサポートスタッフは、今何人いらっしゃいますか。

(学校教育課長)

比田小と布部小、井尻小と赤屋小は兼務でございまして、人数としては20人です。

(委員)

スクールサポートスタッフは学校の規模の違いがあるので1校1名では、アンバランスでばらつきがあり大変だと思います。人数の多い学校は増員するなど手厚くしていくべきだと思います。

(学校教育課長)

今後検討してまいります。

(教育長)

今まで「校務員」を配置していましたが、令和7年より「校務技師」という職名にして、22校全校に配置をして、非常に助かっているという声を聞いております。今後どういうふうに活用していくかというようところは、学校との相談もあるし、お勤めになつての方々の意見等も聞くアンケートを実施したりしてまいります。まずは全校配置をしたという所が第一歩だと思います。またスクールサポートスタッフについては、県の補助事業でもございますので、予算枠があり、その中での事業のため、今後改善なども検討していきます。

(委員)

持ち帰り仕事についての記載はないのですか。

(学校教育課長)

持ち帰り仕事については具体的には把握が難しく、学校での時間外勤務

を減らすことで持ち帰りを減らすという、学校での勤務時間内の働き方を改善していくことが対策になるかと思えます。

(教育長)

持ち帰り仕事については、新聞にも掲載されていたようですが、なかなか把握が難しいというのが正直なところで、どの程度までを持ち帰りの業務として確認できるのかということ、難しい所だと思います。持ち帰らずにできれば一番良いのですが、ただ使命感で持ち帰って、それをやるというケースが多々あると思います。国の方は、学校と教師の業務の3分類ということで、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つの部分に分類をしましたので、登下校の通学路における日常的な見守り活動等など業務を支えてもらっているというのはそういう姿であるのかなというふうに思っております。このようなことがあり、できるだけ教員が子どもと向き合う時間を増やそうという趣旨であります。

(委員)

土日の部活動の引率をしてくださる先生は、振替などでお休みはとられているのでしょうか。

(学校教育課長)

部活動ですので主に中学校の教員になると思いますけれども、部活動での指導をすると手当が出ていますが、振替の取得は難しいのが現状です。

(委員)

有給の消化とかも、年5日以上取得が100%とはならないような感じであり、これが一般の企業であると、研修等でいろいろ言われますし、管理者が取りなさいと指示したりもします。大変でしょうが、目標に近づけるよう取り組んでいただきたいと思います。

(教育長)

少しずつ増えてはいるようですが、プランを作っただけでは意味がありませんので、国が目標としている令和11年度までに、年ごとにきちんと検証をし、達成に向けて行くというそのあたりも踏まえて今回載せております。

6. 報告事項

1) 報第16号 安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について

7. その他

- 1) 安来市小中学校適正配置について

- 2) 令和7年度卒業式、令和8年度入学式の出席について

次回臨時会

2月25日（水）14：00から

8. 閉会宣言

教育長が午後5時15分閉会を宣言し、2月定例教育委員会の日程を終了した。